

諮問番号：令和 4 年度諮問第 8 号

答申番号：令和 4 年度丹行服答申第 2 号

## 答申書

### 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は次の理由で本件処分の取消しを求めている。

憲法第 25 条により国民健康保険税についても所得税と同様に所得により累進課税が採用されるべき。現状は激しい逆進性となっている。

均等割、平等割、課税限度額を廃止すべき。

#### (2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

本件処分は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）及び令和 4 年丹波市条例第 4 号（令和 4 年 4 月 1 日施行）による改正後の丹波市国民健康保険税条例（平成 17 年丹波市条例第 48 号。以下「条例」という。）に基づく適正な賦課決定である。

### 3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分は、法及び条例の規定に基づく適正なものであると認められる。

(2) 審査請求人は、憲法第 25 条により国民健康保険税についても所得税と同様に累進課税が採用されるべきである旨、均等割額、平等割額、課税限度額を廃止すべきである旨を主張するが、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求手続きは、行政庁の処分（事実上の行為を含む。）が、法令や条例の規定に基づき適正に行われたかどうか、処分についての申請に対する行政庁の不作为が法令や条例の規定に違反していないかどうかを審理するための手続きであり、その前提となる法令や条例の規定内容自体の適否について審理する手続きではないため、審査請求人の当該主張は本件審理の対象外である。

### 4 審査会の判断の理由

#### (1) 審理員の事実認定について

適正に行われている。

#### (2) 法令解釈を含めた審査庁の判断について

妥当である。

#### (3) 審査会の判断について

本件処分は、審理員意見書のとおり、国民健康保険税の税額に対し不服を申し立てるものであるが、条例の適法・有効性や国民健康保険税の計算方法・結果の誤り等は見受けられない。

したがって、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却すべきであるとした審理員意見書の判断についても、これを是認するものである。